

平成25年9月17日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 小倉さやか
平成24年(ネ)第7924号 損害賠償等, 同反訴請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成22年(ワ)第15975号, 平成23年(ワ)第32118号)

口頭弁論終結日 平成25年4月23日

判 決

横浜市青葉区美しが丘一丁目20番2-101号

控訴人 (1審本訴被告, 反訴原告)	西	村	肇
訴訟代理人弁護士	小	松	雅彦
同	晴	椋	雄太
同	加	藤	健次
同	山	添	拓

東京都新宿区中落合三丁目13番3号

被控訴人 (1審本訴原告, 反訴被告)	鈴	木	讓
訴訟代理人弁護士	和	久田	修
同	岩	井	信
同	平	河	直

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は, 被控訴人に対し, 110万円及びこれに対する平成22年5月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人は, 控訴人のウェブサイト (<http://jimnishimura.jp/>) 内に掲載されている別紙の「文書の表題」欄記載の各文書のうち「記載内容」欄記載の部分を削除せよ。
 - (3) 被控訴人のその余の本訴請求及び控訴人の反訴請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は, 第1, 2審を通じてこれを5分し, その2を被控訴人の負担とし, その余を控訴人の負担とする。

3 この判決は、主文第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

- 1 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人は、インターネット上の被控訴人のホームページに掲載されている原判決別紙5記載の各文書を削除せよ。
- 3 被控訴人は、原判決別紙6記載の謝罪文を、原判決別紙7記載の条件で、インターネット上の被控訴人のホームページに掲載せよ。
- 4 被控訴人は、東京大学大学院農学生命科学研究科に対し、研究業績データベースから「魚体へのメチル水銀蓄積経路について－「水俣病の科学」の誤り」と題する文書を抹消するよう申し出よ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、550万円及びこれに対する平成23年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1(1)ア 本訴事件は、被控訴人（当時東京大学大学院農学生命科学研究科附属水産実験所教授）が、控訴人（東京大学工学部名誉教授）の公開するウェブサイト（以下「控訴人サイト」という。）に掲載された本判決別紙（原判決別紙1と同じ）の「文書の表題」欄記載の本件各文書（原判決5頁22行目参照）によって名誉を毀損されたと主張して、控訴人に対し、不法行為に基づき、損害賠償金550万円（慰謝料500万円と弁護士費用50万円の合計）及びこれに対する平成22年5月9日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、民法723条に基づき、控訴人サイトから本件各文書を削除すること及び原判決別紙4の謝罪文を同別紙3の条件で控訴人サイトに掲載することを求めた事案である。

イ 反訴事件は、控訴人が、被控訴人の公開するウェブサイト（以下「被控訴人サイト」という。）に掲載された本件投稿記事（甲7）及び原判決別紙8の本件訂正記事（原判決3頁25行目及び6頁4行目参照。以下、併せて「本件投稿記事等」という。）や講演会での発言等によって名誉を毀損されたと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づき、損害賠償金のうち550万円（慰謝料1500万円のうち500万円と弁護士費用50万円の合計）及びこれに対する平成23年10月4日（反訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、民法723条に基づき、被控訴人サイトから本件投稿記事等を削除すること、原判決別紙6の謝罪文を同別紙7の条件で被控訴人サイトに掲載すること及び東京大学大学院農学生命科学研究科の研究業績データベースから本件投稿記事を抹消するよう申し出ることを求めた事案である。

- (2) 原審は、①本訴事件につき、本件各文書が被控訴人の社会的評価を低下させるものであり、違法性を阻却する事由はないとして、被控訴人の本訴請求のうち、不法行為に基づき、損害賠償金330万円（慰謝料300万円と弁護士費用30万円の合計）及びこれに対する平成22年5月9日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める部分を認容するとともに、民法723条に基づき、控訴人サイトから本件各文書を削除すること及び原判決別紙2の謝罪文を同別紙3の条件で控訴人サイトに掲載することを控訴人に命じて、その余の部分を棄却し、②反訴事件につき、被控訴人の本件投稿記事等や講演会での発言等によって控訴人の社会的評価が低下したものと認められないとして、控訴人の反訴請求をすべて棄却したところ、控訴人が、これを不服として控訴した。
- 2 前提となる事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次項において、「当審における当事者の補充主張」を付加するほか、原判決の「事実及び理

由」中の第2の2及び3に摘示するとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決9頁21行目の「魚類生物学」を「魚類生理学」に改める。）。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 控訴人

ア 本件紛争の本質は、被控訴人の控訴人に対する名誉毀損である。すなわち、被控訴人の本件投稿記事の掲載を契機として、「水俣病の科学」（控訴人共著の書籍。乙26。以下「本件書籍」という。）の出版停止や毎日出版文化賞の取消しを求める動きが生ずるなど、控訴人は多大の被害を受けたのである。

イ 本件各文書を含む控訴人サイトにおける表現の内容は、要するに、「被控訴人の行為が学問的な倫理に強く違反するものであると控訴人が考えて、東京大学に対して処分を求めたが、同大学は被控訴人を処分しなかった」ということに尽きるものであり、被控訴人に対する名誉毀損には当たらない。

学問を巡る研究者間における意見表明や批判行為について、言葉尻を捉えた名誉毀損を理由とする慰謝料や謝罪広告などの請求が認められることになれば、学問上の表現行為に対する強い萎縮効果を及ぼしかねないものであり、学問の自由を侵害し、憲法に違反することになる。

(2) 被控訴人

控訴人の本件各文書は、一般の読者の普通の注意と読み方をすれば、被控訴人の社会的評価を低下させる危険性を有するものであり、その名誉を毀損するものであることは明らかである。本件訴訟において審理されるべきことは、本件各文書や本件投稿記事等の内容が名誉毀損に当たるか否かであって、当事者間で対立している学術上の見解の真偽が対象となるものではない。

また、控訴人は、本件投稿記事等が控訴人の社会的評価を低下させると抽象的に主張するに止まり、具体的にどの部分が名誉毀損に該当するのかさえ特定していないのであって、失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の本訴請求のうち、不法行為に基づき、損害賠償金110万円（慰謝料100万円と弁護士費用10万円の合計）及びこれに対する平成22年5月9日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、民法723条に基づき、控訴人サイトから本件各文書のうち「記載内容」欄記載の部分の削除を求める限度で理由があり、その余の部分は理由がなく、また、控訴人の反訴請求はすべて理由がないものと判断する。その理由は、次項において、「当審における当事者の補充主張に対する判断」を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中の第3の1（ただし、20頁23行目まで）及び2に説示するとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 反訴事件について

控訴人の主張の趣旨を踏まえて、まず、控訴人の反訴請求について、本件投稿記事の違法性の有無を検討することとする。

平成19年9月に公表された本件投稿記事の内容は、第2の2で引用する原判決（3頁24行目以下）が摘示するとおりであり、また、被控訴人が本件投稿記事において藤木素士外2名による報告書（以下「藤木論文」という。）の実験数値を引用する際に、「18ppb」と引用すべきところを「0.18ppb」と引用するなどの誤りがあり、そのために、被控訴人の見解によれば「エラからのメチル水銀の吸収効率を本件書籍が125倍過大評価している」と帰結されることになるべきところを、「エラからのメチル水銀の吸収効率を本件書籍が1万2500倍過大評価している」旨が記載されているものである（甲7，23）。

本件投稿記事が公表された経緯についてみると、被控訴人が本件書籍の一部に批判的な見解を有していることを第三者を通じて耳にした控訴人は、平

成17年10月、被控訴人に対して、相互に論拠を明らかにした上で、議論をしたいと申し入れた書簡を送付したこと（甲4）、被控訴人は、同年11月、控訴人に対して、本件書籍の内容に関し、「エラからの酸素吸収効率とメチル水銀吸収効率が同程度であるという根拠は何か」及び「カタクチイワシの摂餌量の見積りの根拠は何か」という疑問を示して、回答を求める電子メールを送信したこと（甲5）、平成19年1月に控訴人が東京工業大学において行った講演に被控訴人も出席したこと、被控訴人が同年7月19日に控訴人に対して電子メールを送信して、本件投稿記事が日本水産学会誌の同年9月刊に掲載される予定であることを告げた上で、前記2点の疑問に対する回答を改めて求めたこと（甲8）、控訴人が同年8月19日に被控訴人に対して送信したファクシミリの書面において、前記2点の疑問に対して直接には回答せず、「私は科学者同士の討論は直接対決討論か批判反論の同時掲載であるべきとの考えです」、「今後の私の態度ですが鈴木先生が一方向的に批判を發表されたのですから私は納得できるまで反論させていただくつもりです。」などと伝えたこと（甲9）、被控訴人が同月25日に控訴人に対して電子メールを送信して、「私の批判が一方向的なのではなく、先生が批判に対する対応を一方向的に遅らせてきたのです。」、「反論の同時掲載など、非常識な話ではないでしょうか。」などと反論したこと（甲10）、控訴人が同月27日に被控訴人に対して、本件投稿記事で引用されている藤木論文を必要とするので送付するよう依頼し、被控訴人は同月29日ころに控訴人に対して藤木論文の写しを送付したことなどの経緯が認められる（甲4、5、8ないし11、乙30、弁論の全趣旨）。このような経緯や、本件投稿記事の記載内容自体に照らすと、被控訴人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず、むしろこれを意図せずに不用意に誤って引用したものと認めるのが相当であり（原審における被控訴人本人）、また、被控訴人が本件書籍の共著者の一人である控訴人の人格を非難ないし攻撃する趣旨・目的で

本件投稿記事を作成したと認めるに足りる証拠もない。

なお、本件投稿記事については、控訴人の申立てによる調査が実施された結果、農学生命科学研究科の行動規範予備調査委員会は、本件投稿記事における藤木論文の引用のあり方が行動規範に抵触するものとはいえず、許容される範囲内と考えられること、藤木論文からの引用数値の誤りについては被控訴人が訂正記事を速やかに掲載すべきであることなどの検討結果を研究科長に提出した（平成21年1月13日付けの報告書。乙7）。これに対して、控訴人は、被控訴人の意図的な改ざんを否定した同委員会の判断に不服があるとして、東京大学の科学研究行動規範委員会に対して更に不服を申し立てた（甲19）ものの、同委員会は、控訴人の申立内容が「同大学の教職員及び施設設備の利用者が、実験・観測・解析の手法を用いて行った科学研究における研究成果の作成及び報告の過程において行ったデータその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用に当たる不正行為」には該当しないため、規則に基づいて審理・裁定を行うことが困難であるとの結論を出している（平成21年5月8日付け及び同年10月29日付けの各文書。甲21、22）。そして、これらの各委員会の認定判断に特段の不合理があると解するに足りる事情は何ら見当たらない。

以上の事情に加えて、本件投稿記事は、本件書籍の内容の一部（本件書籍が「メチル水銀のえらからの取り込みが酸素の取り込み現象と同じように進行する」という事実を前提としている点や、カタクチイワシの摂餌量に関して、約3トンの海水中にプランクトンが0.3g程度しか存在しないことを前提とする点。本件書籍の増補版では178頁ないし179頁に記載。乙26）を批判して、魚への水銀蓄積が餌由来であるとの見解を提示しているものであって、それを超えて本件書籍の共著者の一人である控訴人の人格自体を非難ないし攻撃するものではないと認められること（甲7）を考慮すると、本件投稿記事が論評としての域を逸脱する違法なものであると解することは

到底できないのであり、控訴人に対する不法行為を構成するものではないと判断するのが相当である（なお、前記の科学研究行動規範委員会の報告では、「被控訴人の研究者としての倫理観にも問題があったこと」及び「本件投稿記事のサブタイトル及び論文の引用手法が不適切であったこと」が指摘されているものの、そのことが直ちに上記の認定判断を左右するものではないというべきである。）。

また、控訴人の主張するその余の反訴請求原因についても、控訴人に対する名誉毀損を成立させるものとは認めることができないことは、原判決（21頁8行目以下）も説示するとおりである。

したがって、控訴人の反訴請求には理由がない。

(2) 本訴事件について

ア 次に、被控訴人の本訴請求について、本件各文書の違法性の有無を検討するところ、控訴人が控訴人サイトにおいて公開した本件各文書の記載内容が被控訴人の社会的評価を低下させるものであり、また、これについて違法性を阻却するというべき事情が認められないことは、原判決（11頁8行目以下）も説示するとおりである。一般的には、自己の正当な利益を擁護するためにやむを得ず他人の名誉、信用を毀損するような言動をしても、他人による言動に対比して方法・内容において相当と認められる限度を超えない限りは違法性を欠くものと判断すべきである（最高裁昭和34年(オ)第1019号同38年4月16日第三小法廷判決・民集17巻3号476頁参照）ところ、本件については、本件投稿記事が違法なものとはいえないことは前述したとおりであり、他方、本件各文書には、本判決別紙の「記載内容」欄記載の表現が含まれており、被控訴人の行為ないし本件投稿記事について「根拠捏造による中傷誹謗活動」、「その倫理逸脱は、いかなる想像も超えたはなはだしさであり、懲戒に値するもの」、「明らかに意図的改ざんです。」、「犯罪として訴訟せねばならない問題」、

「強い犯罪性が疑われるもの」，「単なる過誤ではなく、『改ざん』を頂点とした長期間にわたる計画的誹謗行為」などの不適切で過激な言辞が用いられているのであり，被控訴人の本件投稿記事と対比しても，その方法・内容において適当と認められる限度を超えているというべきであるから，本件各文書が違法性を欠くとは認めることができない。

イ そこで，被控訴人の各請求の当否を具体的に検討するところ，本件各文書には，被控訴人が甘受すべき理由はない違法というべき部分があり，これがインターネット上に公開されたことによって，被控訴人は，公私にわたる活動等に少なからぬ不利益を及ぼされ，多大の精神的な苦痛を被ったことは優に認められるところである（甲28，原審における被控訴人本人）。そして，その内容の一部には，学術的な論争というには到底相応しくない不適切で激越な言辞が用いられているのであり，その表現内容は慰謝料額の算定に当たっても当然考慮すべき事情に当たるといふべきである。他方，本件書籍に関わる本件投稿記事や本件各文書の記載内容を含む一連の応酬には，憲法23条で保障される学問の自由の範疇に含まれる表現といふべき部分があることも明らかであり，また，本件紛争の契機となったのが，「会員の声」という投稿欄とはいえ，被控訴人も長年にわたって関わり，その分野では一定の権威を有するものと推認される専門誌に掲載された学術的な問題に関する記事において，知名度のある研究者である被控訴人がその論拠として掲げた数値に2桁もの誤りがあったというものであり，本件投稿記事については，東京大学の科学研究行動規範委員会の報告でも，「研究者としての倫理観の問題」や「サブタイトルや論文の引用手法の不適切さ」が指摘されていること，双方の説明に相違はあるものの，本訴に至った要因として，本件投稿記事と本件各文書の公表に至る経緯には当事者双方の丁寧な対応姿勢の欠如と誤解による行き違いという側面があることも否定できないこと，その他，本件各証拠により認められる諸事

情を総合的に考慮すると、控訴人が支払うべき慰謝料の額は100万円、弁護士費用は10万円とするのが相当である。

また、被控訴人の民法723条に基づく本訴請求のうち、控訴人サイトで公開されている本件各文書の削除請求については、本件各文書が紙等により作成されているものではなく、ウェブサイトを使用して公開されている電磁的データであって、内容の変更が容易であることをも考慮すると、本件各文書の全部ではなく、そのうち本判決別紙の「記載内容」欄記載の部分の削除を求める限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する（なお、上記の削除をした場合には、そのままでは本件各文書の文章の流れが失われ、又は意味を成さなくなることもあり得るところ、控訴人において、これを補うために、原判決及び本判決の趣旨を正確に踏まえて違法ではない範囲で字句を補正することは当然に許されるというべきであることを付言する。）。

さらに、控訴人サイトにおける原判決別紙4の謝罪文の掲載請求については、新聞や雑誌等における謝罪広告と個人のウェブサイトにおける謝罪広告とは社会的な意味合いも異なり得ること、控訴人サイトにおける謝罪文の掲載について代替執行の方法による強制執行をすることは少なくとも困難と考えられる一方で、被控訴人も被控訴人サイトにより本件訴訟の帰趨等を公表する手段を有していることなどを総合的に考慮すると、前記認定判断のとおり、本判決で認容される損害賠償金（慰謝料）の支払に加えて、謝罪文の掲載を控訴人に命じることが必要かつ相当であるとは認めることができない。

なお、学問の自由といえども絶対的に無制約なものではなく、他者の人権との調整等の観点から制約を受けることはやむを得ないのであって、以上のように判断することが、憲法23条に違反するとは解されず、この点に関する控訴人の主張を採用することはできない。

第4 結論

以上によれば，被控訴人の本訴請求は，不法行為に基づき，損害賠償金110万円及びこれに対する平成22年5月9日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに，民法723条に基づき，控訴人サイトから本件各文書のうち「記載内容」欄記載の部分の削除を求める限度で理由があり，その余の部分は理由がなく，また，控訴人の反訴請求はいずれも理由がないところ，これと一部異なる原判決を変更することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 奥 田 隆 文

裁判官 片 山 憲 一

裁判官清藤健一は，転補のため，署名押印することができない。

裁判長裁判官 奥 田 隆 文

作成日付	文書の表題	記載内容	書証
1 平成20年6月16日	小宮山宏総長宛訴状「鈴木教授の研究者倫理の犯罪的逸脱に対し東京大学の対処を求める訴状」(西村肇)	(1) 「本学鈴木謙教授の研究発表における犯罪的行為と科学への社会的信頼を毀損するその活動」 (2) 「鈴木教授の研究における不法行為とは具体的には「水俣病の科学」(西村肇 岡本達明著 日本評論社)への根拠捏造による中傷誹謗活動を指します。」 (3) 「批判の根拠の捏造です。」 (4) 「研究詐術というべきものです。」	甲14
2 平成19年9月15日	訴状に添付した申立書Ⅰ「鈴木教授の批判の態度と内容にかかわる真実」	(1) 「鈴木教授は藤木の実験報告という現在ふつうには入手不可能な文献を用いながら、決定的実験結果をかくし、結論を180度逆転させた「虚言」を専門誌に一方的に発表し、「水俣病の科学」は間違いと決め付けています。」 (2) 「自説に有利なようにデータを改ざんし、主張を展開したのであれば、学問的犯罪行為です。」	甲15
3 平成20年6月16日	訴状に添付した申立書Ⅱ「ある社会的背景のもとでの鈴木教授の不法発表行為とそれがもたらす結果」	(1) 「鈴木教授の研究発表倫理逸脱と業績詐称というべき問題」 (2) 「その倫理逸脱は、いかなる想像も超えたはなはだしさであり、懲戒に値するものです。」 (3) 「単なる引用の間違いではなく、明らかに意図的改ざんです。」 (4) 「これはまぎれもない「研究データの捏造」です。」 (5) 「その犯罪性は単に研究者倫理の逸脱という範ちゆうを越えて、きわめて重大といわざるを得ません。」 (6) 「犯罪として訴訟せねばならない問題」 (7) 「鈴木教授の犯罪的データ捏造」	甲16
4 平成20年8月11日	東京大学科学研究行動規範委員会への申立(西村)「鈴木教授の水産学会誌発表論文におけるデータ改ざん等の不正」別紙「不正と考える理由と不正に関係する論文など資料」	(1) 「データ改ざん等の不正」(申立書) (2) 「一次データの改ざんを行いました。」(別紙) (3) 「自説に都合のよいよう100分の1に見せるためのデータ改ざんです。」(別紙) (4) 「意図的な改ざんと見られます。」(別紙)	甲17, 18
5 平成21年1月22日	調査委員会の結論への不服申立(西村)「典拠文献の選択、逆転利用、結果隠匿、数値改ざんの4点への判定が不服」	(1) 「犯罪性がさらに強い」 (2) 「鈴木教授の結論の逆転利用とは、このように強い犯罪性が疑われるものです」 (3) 「これは携帯電話カメラなどによる盗み撮りコピーとおもわれます。」 (4) 「鈴木教授の思い違い、記憶違いについてもそれを認めるつもりなら、精神能力薄弱の認定が必要です。精神能力薄弱を認めないなら「意図的改ざん」を認定すべきです。改ざん行為を犯しながら、精神能力は健在で、無罪放免はありえません」	甲19
6 平成21年4月10日	研究行動規範委員会への要請書(西村)「鈴木教授の行為が改ざんを頂点とする一連の計画的犯行ではなく、単なる思い違いとするなら、その判断を含めて、双方の論拠を全部を公表してほしい」	(1) 「単なる過誤ではなく、「改ざん」を頂点とした長期間にわたる計画的誹謗行為」 (2) 「学問のルールをまったく逸脱し、社会をまどわす行為を行ったこの教授」	甲20

これは正本である。

平成25年9月17日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 小倉 さやか

